

2022 年度（青年）「農業・農村開発（農業の 6 次産業化） A」  
研修委託契約 業務委託概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

農業・農村開発（農業の 6 次産業化） A

(2) 技術研修期間（予定）

【遠隔研修】 2022 年 11 月 30 日～2022 年 12 月 16 日

【遠隔 FU 研修】 2023 年 2 月 1 日～2023 年 2 月 3 日

(3) 研修員（予定）

1) 定員 17 名

2) 研修対象国 カンボジア

3) 研修対象組織・対象者

農業の 6 次産業化に携わる、州レベルの部局を中心とした中央省、または関連のある組織のスタッフ

(4) 研修使用言語 カンボジア語

(5) 研修の背景・目的

農業分野の GDP 比は約 2 割を占めており、農業がポストコロナの経済成長のために重要な産業の一つであるにも関わらず、現時点で農業バリューチェーン改善に関する戦略が不十分な状況。本研修を通じて、日本の農業 6 次産業化における具体的取り組みを習得することで、農業バリューチェーン構築のための政策立案・実施の強化を図ることが必要。

(6) 案件目標

日本の当該分野における経験及び技術を理解し、課題解決を担う青年層の知識と意識の向上を図る。

(7) 単元目標（アウトプット）

- ・日本の農業・農村開発分野の経験や社会的背景を理解する
- ・農業関係者による農業、農村振興にかかる具体的な取り組みを知る
- ・関係者との意見交換を通じて相互に学び合い、課題解決に向けた意識が高まる

(8) 研修内容

1) 研修項目

ア. 北海道・十勝の農業について

イ. 農業の 6 次化産業について

## 2) 研修方法

ア. 講義

イ. レポートの作成・発表

## 2. 委託業務の内容

### (1) 契約履行期間（予定）

2022年10月17日～2023年2月28日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

### (2) 業務の概要

カンボジアからの研修員に対し、研修目標達成のために農業6次産業化についての日本の事例を紹介し、研修終了後のアクションプランの作成指導を行う。

### (3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 講義映像の企画、撮影、編集、ポータルサイト等へのアップロード
- 16) インターネットを活用した双方向型のコミュニケーション方法の検討、研修員への周知、補助
- 17) インターネット上のコミュニケーションツールを活用したワークショップ、演習等の検討、実施
- 18) インターネット接続機器の準備及び操作
- 19) プログラム・オリエンテーションの実施
- 20) ファイナルレポート・インテリムレポートの作成要領の決定、指示

- 21) 研修の運営管理とモニタリング
- 22) 研修員の技術レベルの把握
- 23) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 24) 研修員からの技術的質問への回答
- 25) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 26) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 27) 閉講式実施補佐
- 28) 研修監理員からの報告聴取
- 29) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 30) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 31) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 32) 反省会への出席（開催時のみ）
- 33) 上記を遠隔で実施するための準備、実施

### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってカンボジア語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名または2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上